

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成23年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成22年4月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 試験の名称
平成22年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事務	一般コース	18名程度
	環境コース	1名程度
総合 化学	一般コース	2名程度
	食品化学コース	3名程度
農業		7名程度
林業		2名程度
水産		1名程度
土木		17名程度
社会 福祉	福祉コース	3名程度
	心理コース	2名程度
獣医師		8名程度
薬剤師		3名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

- 3 対象となる職
知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

- 4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額176,800円のほか諸手当が支給される。

- 5 受験資格
受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢要件等は、次のとおりであること。
 - ア 薬剤師 昭和50年4月2日以降に生まれた者
 - イ 獣医師 昭和35年4月2日以降に生まれた者
 - ウ ア及びイに掲げる職以外のもの
 - (ア) 昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
 - (イ) 平成元年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成23年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの
- (2) 次の表の左欄に掲げる試験にあつては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
総合化学 (食品化学コース)	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者又は平成23年3月31日までに所定の課程を修了する見込みの者であること。

社会福祉 (福祉コース) (心理コース)	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成23年3月31日までに取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成23年4月1日までに受ける見込みの者であること。
薬剤師	薬剤師法(昭和35年法律第146号)第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成23年4月30日までに受ける見込みの者であること。ただし、第95回(平成22年)以前の薬剤師国家試験の合格者については、平成23年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成23年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成22年6月27日(日)

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

国土館大学世田谷校舎6号館 東京都世田谷区世田谷四丁目28-1

大阪経済大学B館 大阪府大阪市東淀川区大隅二丁目2-8

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験(集団討論及び個別面接)

(2) 試験期日

平成22年7月下旬から8月上旬

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)の得点にかかわらず、第1次試験におい

て実施する論文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成22年7月2日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成22年8月下旬に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成23年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部及び名古屋本部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成22年5月14日（金）から同月31日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成22年5月31日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年5月14日（金）午前0時から同月31日（月）午後12時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。